

吹田市違反簡易広告物除却活動員制度に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、吹田市屋外広告物条例（令和元年吹田市条例第51号。以下「条例」という。）に違反して道路沿道等の公共施設に掲出された簡易広告物について、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）第7条第4項に基づく除却を住民団体等と協働して実施するための手続き、その他必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 簡易広告物 法第7条第4項に規定するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等をいう。
- (2) 違反簡易広告物 道路沿道等の公共施設に条例に違反して掲出された簡易広告物をいう。
- (3) 除却活動 違反簡易広告物の除却に関する事務をいう。
- (4) 住民団体等 市内に居住し若しくは勤務する者で構成する団体又は市内に事務所等を有する法人をいう。

(活動団体の認定申請等)

第3条 市長は、除却活動を行うことが適当と認める住民団体等（5人以上で構成されたもの）を、吹田市違反簡易広告物除却活動団体（以下「活動団体」という。）として認定することができる。

- 2 前項の規定による認定を受けようとする住民団体等は、吹田市違反簡易広告物除却活動団体認定申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を市長に提出し、市長の認定を受けなければならない。
- 3 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添付しなければならない。
 - (1) 満18歳以上の住民団体等の構成員で除却活動を行おうとする者の住所、氏名等を記載した登録者名簿
 - (2) 除却活動予定日及び活動地域等を示した除却活動計画書
 - (3) その他市長が必要と認めるもの
- 4 活動団体は、除却した違反簡易広告物を市に引き継ぐまでの間、活動団体が管理することができる場所を確保しなければならない。
- 5 活動団体は、申請書に記載した事項を変更しようとするときは事前に違反簡易広告物除却活動団体認定変更届（様式第2号）を市長に提出し、市長の承認を受けなければならない。
- 6 活動団体の代表者は、活動団体の構成員がこの要領に反した除却活動を行わないように監督に努めなければならない。

7 活動団体が解散又はその活動を中止したときは、廃止届(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(活動団体の認定書の交付等)

第4条 市長は、前条第1項の規定に基づき活動団体として認定したときは、違反簡易広告物除却活動団体認定書(様式第4号)を交付する。

2 活動団体の認定期間は2年間とする。ただし、更新を妨げない。

3 市長は、活動団体としてふさわしくない行為があったと認めるときは、活動団体の認定を取り消すことができる。

(活動員の身分等)

第5条 市長は、第3条第3項第1号に規定する登録者名簿に記載された者のうち、次に掲げる要件を満たす者を吹田市違反簡易広告物除却活動員(以下「活動員」という。)として除却活動を委任する。

(1) 除却活動を無償で行うことができる者

(2) 市が行う講習会を受講した者

2 活動員への委任は、前項第2号に規定する講習会を受講後に、除却活動を委任された者であることを証する活動員証明書(様式第5号)及び腕章の交付をもって行う。

3 活動員に対する委任期間は、活動員が所属する活動団体の認定期間の範囲内とする。

4 市長は、活動員としてふさわしくない行為があったと認めるときは、その者に対する委任を取り消すことができる。また、活動員が所属する活動団体の認定が取り消されたときは、活動員に対する委任は取り消されたものとする。

5 活動員が、委任期間の満了若しくは委任の取り消しにより、その身分を失ったときは、活動団体の代表者は第2項の規定による活動員証明書及び腕章を市長に返却しなければならない。

(除却活動)

第6条 除却活動は、第3条第3項第2号に規定する除却活動計画書に基づき実施するものとする。

2 活動員が除却活動を行うときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 活動団体の代表者は、第3条第3項第2号に規定する除却活動計画書に記載した活動日時を変更して除却活動を行うときは、事前に除却活動変更連絡書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(2) 除却活動は、その安全を確保するため2人以上で行うものとする。

(3) 除却活動は、第5条第2項の規定に基づき交付された活動員証明書の携帯及び腕章を着用しなければならない。

(4) 交通安全に心掛けるなど事故等がないよう努めるものとする。

(5) 除却活動は、屋外広告物関係法令を遵守するとともに、恣意的な除却活動を行わないものとする。

(6) 除却しようとする簡易広告物が違反なものかどうか疑義が生じたときは、独自の判断は行わず市に通報するものとする。

- 3 活動員は事故等が発生したときは、活動団体の代表、市に速やかに報告しなければならない。
- 4 活動団体は、除却活動を行った後、違反簡易広告物除却活動報告書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。
- 5 除却した簡易広告物は、活動団体が管理できる場所に一時保管したのち、市に引き継ぐものとする。

(事務局)

第7条 事務局は、都市計画部都市計画室に置く。

(委任)

第8条 この要領の施行に関し必要な事項は、都市計画部長が定める。

附則

この要領は、平成16年4月28日から施行する。

附則

この要領は、平成16年12月17日から施行する。

附則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年10月1日から施行する。